

仕様書

1. 件名

住吉区社会福祉協議会 住吉区老人福祉センター館内ロールスクリーン設置委託業務

2. 履行場所

大阪市住吉区遠里小野1-1-31 住吉区老人福祉センター内

3. 工事完了日 令和6年7月31日までとする。

工事日については担当者と調整のうえ決定する。また納期の都合等で工期を延長する場合は担当者と調整をすること。

4. 対象物品

対象となるに物品については別紙一覧表参照。

5. 現地調査日

令和6年6月27日～7月2日 午後2時～4時の間で担当者と調整のうえ必ず実施してください。

6. 施工設置内容

設置図面を参考に天井付け、壁付け。(必ず現地調査にて設置個所の確認をし、現地を優先とすること)

7. 業務の概要等

- (1) 作業に必要な部材については、受注者の責任で手配すること。
- (2) 作業に必要な消耗品、交通費及び諸経費等は、受注者にて負担すること。
- (3) 作業に必要な申請手続きがある場合は、受注者が行うこと。
- (4) 作業の安全管理は、受注者の責任で行い、本会はその責を負わない。受注者は作業の安全管理に関する責任者を選定し、関係法令に従って安全管理を行うこと。
- (5) 作業を行う際には、資材等の搬出入の対象となる出入口、玄関、廊下、通路、エレベータホール、エレベータ籠内、作業床、その他の出隅等破損の恐れのある場所、什器については養生を行うものとし、養生に使用する資材、養生の範囲等の仕様については、本会の管理担当責任者と十分協議し、了承を得ること。
- (6) 工事施行に伴う発生物の収集、運搬、処分については本工事に含まれる。
「廃棄物の処理および清掃に関する法律」等に基づき適切に搬送処分し、不法投棄等第三者に損害を与えるような行為のないように、また産業廃棄物報告書(マニフェストの写し)等

を提出すること。

(7) 万一作業中に本会の所有物または共有部分に破損を生じた際には、速やかに本会管理担当責任者に報告のうえ受注者の責任で原状回復を行うこと。

(8) すべての作業が終了するまでの間、進捗状況に応じて片付け及び清掃を行うこと。

(9) 受注者は作業完了に関する内容(実施日、実施者名簿、機器名ならびに施工写真、産業廃棄物管理票)を書面により提出すること。

8. その他

工事完了後、本会の意向で追加の作業が発生した場合には、担当者とその内容を協議し、親切丁寧に対応すること。またその費用についても協議のうえ別途請求できるものとする。